

令和2年度特定健康診査個別健診委託契約書

大分県市町村国保

令和2年度特定健康診査個別健診委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）の個別健診（医療機関の施設で行う形態で、受診者が診療を目的として来院している患者に混じって設備を共有して特定健康診査を行うもの。）について、別府市ほか別紙委託元保険者一覧表に示す医療保険者（以下「甲」という。）と一般社団法人大分県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、特定健康診査を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別紙特定健康診査の内容及び委託料表のとおりとする。

- 2 業務は、乙の会員の別途定める医療機関（以下「実施機関」という。）で行うものとする。
- 3 実施機関は、特定健康診査終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診者に通知するものとする。なお、通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。
- 4 実施機関は、特定健康診査受診結果に基づき、特定保健指導の対象となった受診者等について、市町村国保の保健指導担当者らとの情報共有・連携を促進し、生活習慣病の早期発見・早期治療、さらには重症化予防に向けた個別支援の一層の充実につなげるものとする。
- 5 特定健康診査の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。）である大分県国民健康保険団体連合会（以下「大分県国保連合会」という。）への送付を行うものとする。

（対象者）

第3条 特定健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定健康診査受診券を提示した者を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

（契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

（委託料）

第5条 委託料は、別紙の特定健康診査の内容及び委託料表のとおりとする。この表中の「事

務手数料」は、第2条第3項及び第4項に係る事務を行うために必要な経費とする。

(委託料の請求)

- 第6条 実施機関は、特定健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、代行機関である大分県国保連合会に請求するものとする。
- 2 前項における結果の取りまとめ及び大分県国保連合会への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、又はCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を探るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。
- 3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、大分県国保連合会の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、大分県国保連合会に到達したものとみなす。

(委託料の支払い)

- 第7条 甲は、実施機関又は代行機関である大分県国保連合会から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関する電子データを受理した月の翌月末日（電子情報処理組織の使用による場合であって、大分県国保連合会が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の末日。）を基本として、甲と大分県国保連合会との間で定める日に、実施機関に大分県国保連合会を通じて請求額を支払うものとする。
- 2 甲及び大分県国保連合会の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、大分県国保連合会を通じて実施機関に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との大分県国保連合会を通じた調整、又は当該実施機関からの大分県国保連合会を通じた戻入による調整を行うことができる。
- 3 実施機関は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

(決済に失敗した場合の取扱い)

- 第8条 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券の両方を確認せずに特定健康診査を実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。
- 2 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとしか判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を大分県国保連合会を通じて実施機関に支払うものとする。
- 3 実施機関において、特定健康診査受診券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、第6条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、実施機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む）のみを行うものとする。

(譲渡の禁止)

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第11条 実施機関が業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重大な過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重大な過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。
3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙及び実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第13条 甲は、健診機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、実施機関は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲又は乙は、甲又は乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項

に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用して本契約を締結するものではないこと。
- (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(協議)

第16条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

委託者（甲）

別府市ほか17保険者

契約代表者

大分県別府市上野口町1番15号

別府市

市長 長野 恭紘 印

受託者（乙）

大分県大分市駄原2892番地-1

一般社団法人大分県医師会

会長 近藤 稔 印

特定健康診査の内容及び委託料表

| 区分 | 項目 | | 基本項目 | 詳細項目 | 追加検査 | 単価※7 |
|-----------------------|--------------|-----------|---|------|-------|--------------------|
| 全員実施 ※6 | 初診料 | 診察 | 既往歴等の調査 (「標準的な質問票」に基づき、服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む) | ○※1 | | |
| | | | 診察 (自覚症状及び他覚症状の検査) | ○ | | |
| | 身体計測 | 身長 | ○ | | | |
| | | 体重 | ○ | | | |
| | | 腹囲 | ○ | | | |
| | | BMI | ○ | | | |
| | 血圧 | 血圧 | ○ | | | |
| | 生化学検査 | 肝機能検査 | 1 GOT(AST) | ○ | | |
| | | | 2 GPT(ALT) | ○ | | |
| | | | 3 γ-GTP(γ-GT) | ○ | | |
| | | 血中脂質検査 | 4 中性脂肪 | ○ | | |
| | | | 5 HDLコレステロール | ○ | | |
| | | | 6 LDLコレステロール (non-HDLコレステロール) | ○※2 | | |
| | | 血糖検査 | 7 空腹時血糖(又は随時血糖) | ○※5 | | |
| | | 腎臓機能検査 | 8 血清クレアチニン値(eGFR) | | ○※3-1 | ○※3-1 |
| | | 生化学(I)判断料 | | ○ | | 1,334 |
| | 血液学的検査 | 血糖検査 | ヘモグロビンA1c | ○ | | 454 |
| | | 血液学的検査判断料 | | ○ | | 1,158 |
| | 採血料 | | ○ | | | 278 |
| (医師の判断に実施に基づき) ※6 | 尿検査 (半定量) | 尿糖 | ○※4 | | | 241 |
| | | 尿蛋白 | ○※4 | | | |
| | 事務手数料 | | | | | 273 |
| | 消費税(10%) | | | | | 727 |
| 計 | | | | | | 8,001 |
| （該当する検査に実施に基づき） ※6 | 貧血 | 赤血球数 | ○※3 | | | 214 (税抜195) |
| | | 血色素量 | | | | |
| | | ヘマトクリット値 | | | | |
| | 心電図 | | | ○※3 | | 1,324 (税抜1,204) |
| | 眼底 | | | ○※3 | | 570 (税抜519) |
| 合計 ※8 | | | | | | 10,109 |

注釈

※1 服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要があるため、別紙「標準的な質問票」の項目に添って実施する。なお、質問票は当該機関にて準備する。

※2 中性脂肪が 400 mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロール（総コレステロールから HDL コレステロールを除いたもの）で評価を行うことができる。

※3 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

なお、他の医療機関において実施された最近の検査結果が明らかで、再度検査を行う必要がないと判断される者、現に糖尿病、高血圧症、脂質異常症、虚血性心疾患、脳血管疾患等の疾患により医療機関において管理されている者については、必ずしも詳細な健診を行う必要はなく、現在の症状等を踏まえ、医師が個別に判断する。

また、特定健康診査の結果から、直ちに医療機関を受診する必要があると判断された者については、確実な受診勧奨を行い、医療機関において、診療報酬により必要な検査を実施する。

※3-1 血清クレアチニン検査は全員に実施し、eGFRにより腎機能を評価すること。

なお、詳細な健診項目該当者は詳細項目、それ以外の者は追加項目にて医療保険者に送付する結果データにおいて知らせること。eGFRは、次式により算出する。

$$\text{男性 : eGFR (ml/分/1.73 m}^2\text{)} = 194 \times \text{血清クレアチニン値}^{-1.094} \times \text{年齢}^{-0.287}$$

$$\text{女性 : eGFR (ml/分/1.73 m}^2\text{)} = 194 \times \text{血清クレアチニン値}^{-1.094} \times \text{年齢}^{-0.287} \times 0.739$$

【参考】詳細な健診の項目に係る判定基準

(1) 12 誘導心電図

当該年度の健診結果等において、収縮期血圧が 140mmHg 以上若しくは拡張期血圧が 90mmHg 以上の者又は問診等において不整脈が疑われる者

(2) 眼底検査

当該年度の健診結果等において、①血圧が以下の a、b のうちいずれかの基準又は②血糖の値が a、b、c のうちいずれかの基準に該当した者*

①血圧 a 収縮期血圧 140mmHg 以上

b 拡張期血圧 90mmHg 以上

②血糖 a 空腹時血糖 126mg/dl 以上

b HbA1c (NGSP) 6.5% 以上

c 隨時血糖 126mg/dl 以上

*当該年度の特定健康診査の結果等のうち、(2) ①のうち a、b のいずれの血圧の基準にも該当せず、かつ当該年度の血糖検査の結果を確認することができない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の結果が (2) ②のうち a、b、c のいずれかの基準に該当した者も含む。

(3) 貧血検査

貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

(4) 血清クレアチニン検査

当該年度の健診結果等において、①血圧が以下の a、b のうちいずれかの基準

又は②血糖の値が a、b、c のうちいずれかの基準に該当した者

①血圧 a 収縮期血圧 130mmHg 以上

b 拡張期血圧 85mmHg 以上

②血糖 a 空腹時血糖 100mg/dl 以上

b HbA1c (NGSP) 5.6% 以上

c 隨時血糖 100mg/dl 以上

※4 腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、

検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。

実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする（この場合甲から乙に委託費用は支払われない）。

※5 空腹時血糖であることを明らかにすること。なお、10時間以上食事をしていない場合を空腹時血糖とし、食直後（食事開始から3.5時間未満）を除き随時血糖とする。

※6 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

※7 「特定健康診査の内容及び委託料表」の単価について、全員実施の項目は「税抜単価+消費税10%」、該当者のみ項目は「税込単価、()内は税抜単価」にて記載することとする。

※8 「全員実施」「該当者（医師の判断に基づき選択的に実施）」の全項目を行った際の合計を示す。

標準的な質問票

| | 質問項目 | 回答 | |
|-----|--|--|------|
| 1-3 | 現在、aからcの薬の使用の有無(医師の判断・治療のもとで服薬中) | | |
| 1 | a. 血圧を下げる薬 | ①はい | ②いいえ |
| 2 | b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射 | ①はい | ②いいえ |
| 3 | c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬 | ①はい | ②いいえ |
| 4 | 医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。 | ①はい | ②いいえ |
| 5 | 医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。 | ①はい | ②いいえ |
| 6 | 医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析など)を受けていますか。 | ①はい | ②いいえ |
| 7 | 医師から、貧血といわれたことがある。 | ①はい | ②いいえ |
| 8 | 現在、たばこを習慣的に吸っている。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」であり、最近1ヶ月間も吸っている者) | ①はい | ②いいえ |
| 9 | 20歳の時の体重から10kg以上増加している。 | ①はい | ②いいえ |
| 10 | 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施 | ①はい | ②いいえ |
| 11 | 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施 | ①はい | ②いいえ |
| 12 | ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。 | ①はい | ②いいえ |
| 13 | 食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。 | ① 何でもかんで食べることができる ② 歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ ほとんどかめない | |
| 14 | 人と比較して食べる速度が速い。 | ①速い ②ふつう ③遅い | |
| 15 | 就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。 | ①はい | ②いいえ |
| 16 | 朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。 | ①毎日 ②時々 ③ほとんど摂取しない | |
| 17 | 朝食を抜くことが週に3回以上ある。 | ①はい | ②いいえ |
| 18 | お酒(日本酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度 | ①毎日 ②時々 ③ほとんど飲まない(飲めない) | |
| 19 | 飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合(180ml)の目安:ビール500ml、焼酎(25度)(110ml)、ウイスキーダブル1杯(60ml)、ワイン2杯(240ml) | ①1合未満 ②1~2合未満 ③2~3合未満 ④3合以上 | |
| 20 | 睡眠で休養が十分とれている。 | ①はい | ②いいえ |
| 21 | 運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。 | ①改善するつもりはない ②改善するつもりである (概ね6か月以内) ③近いうちに(概ね1か月以内)改善するつもりであり、少しづつ始めている ④既に改善に取り組んでいる (6か月未満) ⑤既に改善に取り組んでいる (6か月以上) | |
| 22 | 生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。 | ①はい | ②いいえ |

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、隨時実地に調査することができる。

10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。